第3回佐久市都市計画審議会会議次第

1 開 会

5 閉 会

日 時:平成26年2月7日(金)

午前10時00分から

場 所:佐久市建設部駒場仮事務所 会議室3

2	あいさ	
3	議 (1)	事議事録署名委員の指名
		事務報告 ①傍聴者報告 ②前回(第2回)議案の処理状況等報告
		議案審議 第1号議案 佐久都市計画特定用途制限地域の決定について
		調査審議 ① 佐久都市計画ごみ焼却場について
4	その	他

第 3 回

佐久市都市計画審議会資料

平成26年2月7日

平成26年2月7日

第 3 回 佐久市都市計画審議会 事 務 報 告

事務処理の概要

平成25年7月26日(金)に開催しました第2回佐久市都市計画審議会における 議決事項の処理状況については、下記のとおりです。

1 佐久都市計画火葬場の決定について

平成25年7月26日(金)開催の佐久市都市計画審議会において、審議の結果、付議された原案のとおり進めるよう答申する。

平成25年8月8日(木)決定の告示をし、当該都市計画の図書を公衆の縦 覧に供する。

第1号議案

佐久都市計画特定用途制限地域の決定について

【特定用途制限地域の制度概要】

- ・非線引き都市計画区域及び準都市計画区域のうち 用途地域を指定していない地域に指定
- ・その地域の良好な環境の形成又は保持のため、都 市計画において制限すべき特定の建築物の用途の 概要を決定
- ・これを踏まえ、具体的な建築物の用途の制限を条 例で決定
- ・この条例に違反する建築物は、建築確認が受けられず建築不可

佐久都市計画特定用途制限地域の決定(佐久市決定)

都市計画特定用途制限地域を次のように決定する。

種類	面積	制限すべき特定の建築物等の 用途の概要	備	考
特定用途制限地域 (中部横断自動車道佐久中 佐都インターチェンジ出入 口から半径 300 メートルの 地域)	約28ha	 (1)ホテル又は旅館 (2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3)キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 		
特定用途制限地域 (中部横断自動車道佐久南 インターチェンジ出入口か ら半径300メートルの地域)	約28ha	(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に該当する営業に係るものその他これに類する政令で定めるもの		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

良好な環境の形成または保持のため、中部横断自動車道佐久中佐都・佐久南 インターチェンジ周辺において制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定め、 合理的な土地利用を図る。

理由書

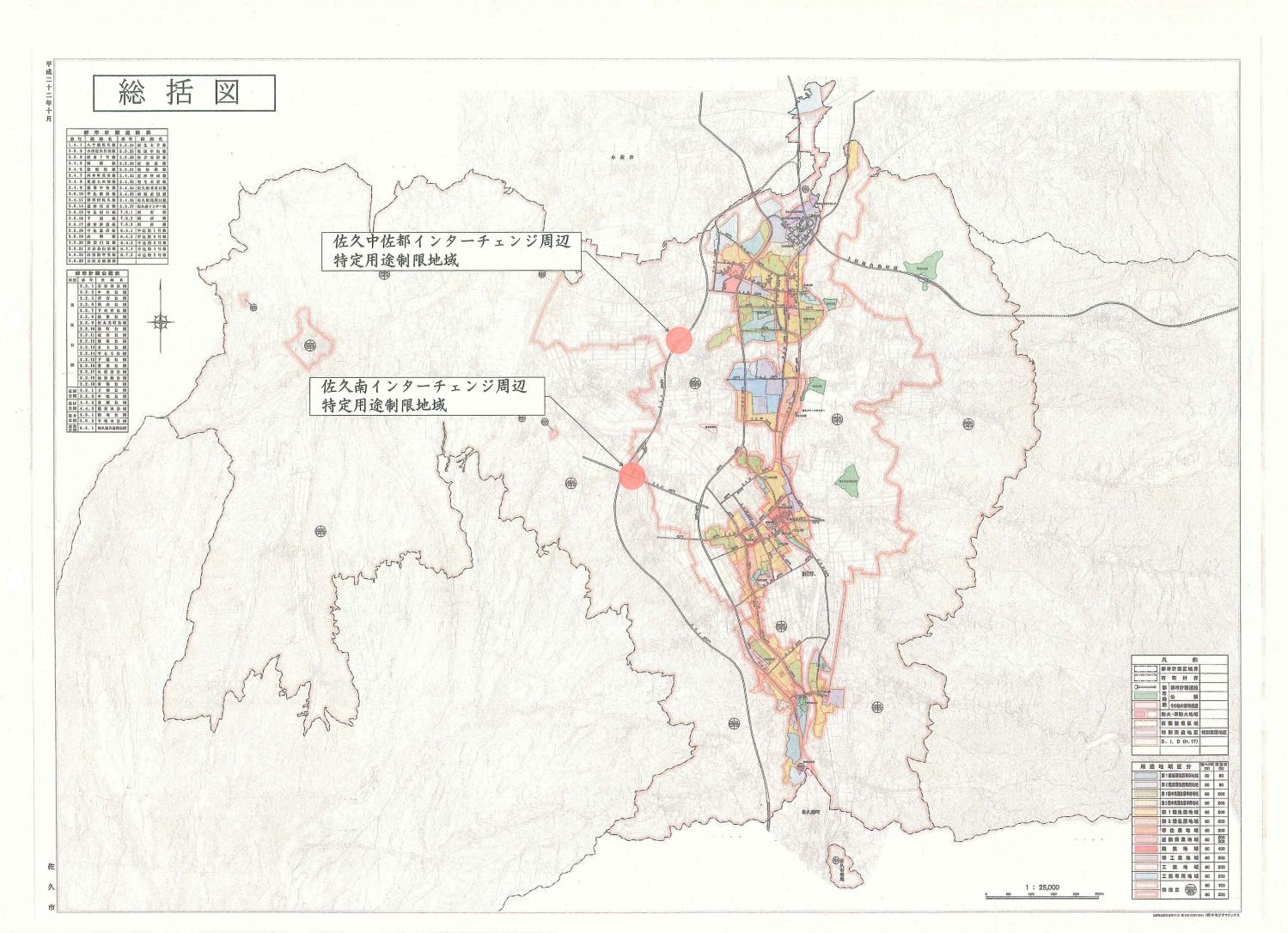
本市は、平成5年3月の上信越自動車道佐久インターチェンジの供用を皮切りに、平成9年10月の北陸新幹線佐久平駅の開業、そして平成23年3月の中部横断自動車道の一部区間開通に伴い市内に新たに3つのインターチェンジが供用開始となり、高速交通網が拡充され、交通の要衝として更なる発展が見込まれております。

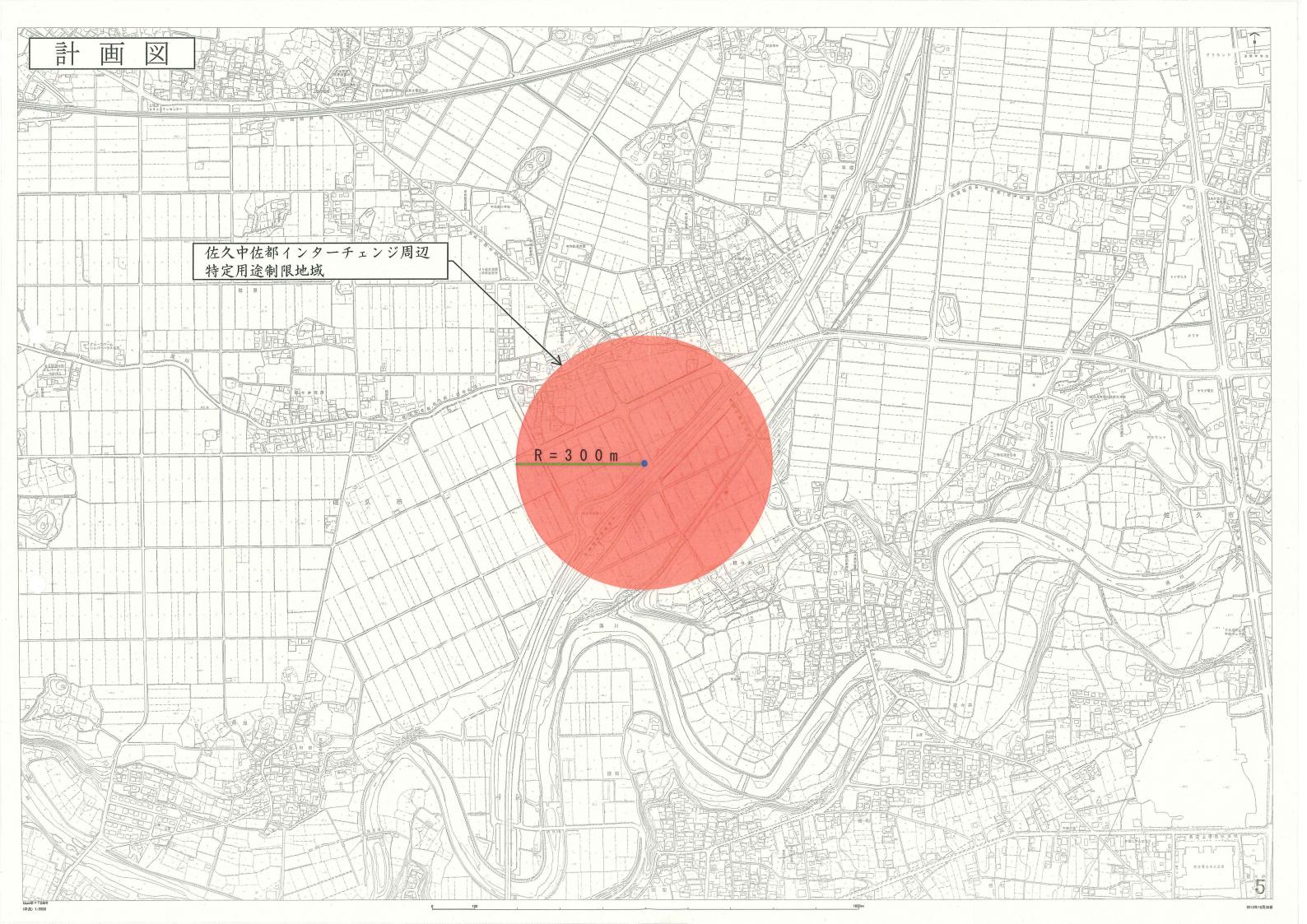
このような状況下、新たに供用開始となった中部横断自動車道インターチェンジ周辺を始めとする新たな開発需要の高い区域については、乱開発を防止し、将来を見据えた秩序ある土地利用の方向を示すべく、国土利用計画佐久市計画において、佐久中佐都インターチェンジ周辺は、「地域幹線道路等の整備を推進するとともに、産業振興、企業誘致のための基盤整備を図る地域」、佐久南インターチェンジ周辺については、「佐久の魅力を発信するため、サービスエリア的機能を有した拠点の整備を推進する地域」として位置付けており、佐久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域マスタープラン)及び佐久市都市計画マスタープランにおいて、土地利用基本方針を具現化するための適正な規制・誘導策について掲げているところです。

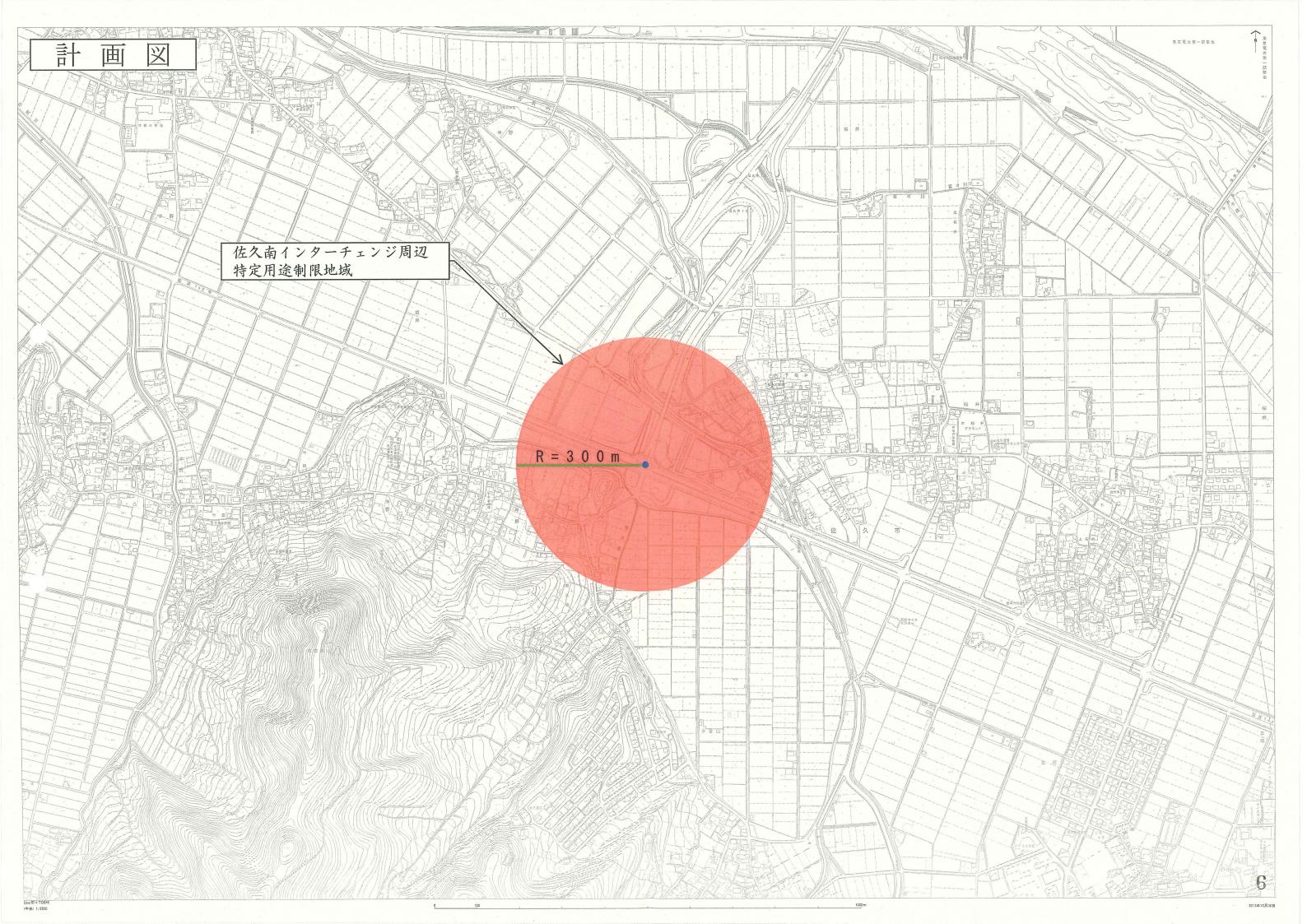
これら、上位計画による位置づけ等を踏まえ、市域における開発と保全の在り方を検討しますと、中部横断自動車道佐久中佐都インターチェンジ、佐久南インターチェンジ周辺の現況は、農業振興地域内の農用地(以下「農用地区域」)となっており、農地として保全すべき土地であり、開発が規制されています。しかし、今後、やむをえず農振除外し開発が行われた後、別目的に使用されることも考えられます。また、農用地以外の農地については、インターチェンジの供用により出入口の周囲概ね300メートル以内は農地転用許可基準上、転用が原則許可となる第3種農地となるため、目的を問わず農地転用が可能となり、

宅地、雑種地等と同様開発を規制することが困難となります。

このことから、各インターチェンジ周辺において、農振法等による規制と相まって良好な環境の形成、保持を図るため、制限すべき特定の建築物等の用途を定める特定用途制限地域の都市計画決定と建築基準法に基づく条例を制定しようとするものです。







(趣旨)

- 第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条の2及び第50条の規定に基づき、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第2号の2に掲げる特定用途制限地域内における建築物の用途の制限に関して必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和 25年政令第338号)の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、佐久都市計画特定用途制限地域として市長が告示した区域に適用する。

(特定用途制限地域内における建築物の用途の制限)

- 第4条 別表左欄に掲げる特定用途制限地域内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。
- 2 前項の規定は、市長が当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したものについては、適用しない。
- 3 市長は、前項の規定による許可(以下「特例許可」という。)をする場合においては、あらかじめ、当該特例許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、佐久市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転であって、規則で定めるものについて特例許可をする場合においては、この限りでない。
- 4 市長は、特例許可をする場合においては、特定用途制限地域の良好な環境の形成及び保持のために必要な限度において条件を付することができる。 (建築物の敷地が特定用途制限地域の内外にわたる場合の措置)
- 第5条 建築物の敷地が特定用途制限地域の内外にわたる場合で、その敷地 の過半が当該特定用途制限地域に属する場合にあっては、その敷地の全部 について前条第1項の規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

- 第6条 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない 建築物について、次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又 は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4 号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。
 - (1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条第1項の規定(同項の規定が改正された場合においては、改正前の同項の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、当該増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。
 - (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (3) 増築後の第4条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分 の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍 を超えないこと。
 - (4) 用途の変更を伴わないこと。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 市長が定める。

(罰則)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第9条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条に掲げる違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、都市計画法第20条第1項の規定に基づく特定用途制限地域に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

(佐久市手数料条例の一部改正)

2 佐久市手数料条例(平成17年佐久市条例第61号)の一部を次のよう に改正する。

別表中

Γ

	張り紙	10枚(10枚未	100円	
	張り札	満の端数があ		
		るときは、10		
•		枚に切り上げ	:	
		る。)		

を

Γ

	張り紙	10枚(10枚未	100円	
	張り札	満の端数があ		
		るときは、10		
		枚に切り上げ		
		る。)		
7 佐久市	特定用途制	1件	180,000円	
限地域建	築条例(平			
成 年佐	5人市条例第			
号)第4	条第2項の			
規定によ	る許可の申			·
請に対す	る審査		·	

に改める。

別表(第4条関係)

特定用途制限地域	建築してはならない建築物
付足用透削似地域	建築してはなりない建築物

佐久中佐都インターチェンジ出入口から半径 300メートルの地域

佐久南インターチェン ジ出入口から半径300 メートルの地域

- (1) ホテル又は旅館
- (2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 その他これらに類するもの
- (3) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に該当する営業に係る公衆浴場その他施設

佐久市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例(平成26年佐久市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例許可の申請の手続等)

- 第2条 条例第4条第2項の規定による許可(以下「特例許可」という。) を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特例許可申請書(様式第1号)の正本及び副本に、それぞれ、別表に掲げる図書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、特例許可をするときは、特例許可通知書(様式第2号)に前項 の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、特例許可をしないときは、特例許可をしない旨の通知書(様式 第3号)に第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通 知するものとする。

(意見の聴取の公告)

第3条 市長は、条例第4条第3項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可をしようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告するものとする。

(許可に当たり意見の聴取等を要しない場合)

- 第4条 条例第4条第3項の規則で定める建築物の増築、改築又は移転は、 次に掲げる要件に該当するものとする。
 - (1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。
 - (2) 増築又は改築後の条例第4条第1項の規定に適合しない用途に供する 建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分 の床面積の合計を超えないこと。
 - (3) 用途の変更を伴わないこと。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

別な(第2末医院)	明一十八き車百
図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び
	申請に係る建築物と他の建築物との別
	擁壁の設置その他安全上適当な措置
	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高
	さ
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	下水管、下水溝又はためますその他これらに類
	する施設の位置及び排出経路又は処理経路
各階平面図	縮尺及び方位
	間取、各室の用途及び床面積
	壁及び筋かいの位置及び種類
	通し柱及び開口部の位置
	延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
	申請に係る建築物が建築基準法(昭和25年法
	律第201号。以下「法」という。) 第3条第
	2項の規定により法第28条の2(建築基準法
	施行令(昭和25年政令第338号。以下
	「令」という。)第137条の4の2に規定す
·	る基準に係る部分に限る。)の規定の適用を受
	けない建築物である場合であって当該建築物に
	ついて増築、改築、大規模の修繕又は大規模の
·	模様替(以下この項において「増築等」とい
	う。)をしようとするときにあっては、当該増
	築等に係る部分以外の部分について行う令第
	137条の4の3第3号に規定する措置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及
	び算式
L	

2面以上の立面図	縮尺
	開口部の位置
	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
	(法第62条第1項本文に規定する建築物のう
	ち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものに
	ついては、縮尺、開口部の位置及び構造並びに
	外壁及び軒裏の構造)
2面以上の断面図	縮尺
	地盤面
	各階の床及び天井 (天井のない場合は、屋根)
	の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部
	分の高さ

特例許可申請書

(第一面)

佐久市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例第4条第2項の規定による許可を 申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

佐久市長

						年	月	日
				申請者氏	名			印
【1 申	請者】							
【イ	氏名のフリガナ】			•				
	氏名】							
[/>	郵便番号】							
	住所】							
【木	電話番号】				,			
【2 設	計者】							
【イ	資格】	()建築士	()登録第		号	-
[🏻	氏名】							
[/>	建築士事務所名】	()建築士事績	务所()知事登録	第	号	-
[=	郵便番号】							
【ホ	所在地】					v		
[~	電話番号】							

※受付欄			※決裁欄									
年	月	日										
第		号										
係員印			,									
※公告欄			※公開に 聴取の類			※都市計意欄	画審諱	会同	※許	可番号	子欄	
年	月	日	年	月	Ħ	年	月	日		年	月	日
第		号	第		号	第		号	第			号
係員印		-	係員印			係員印			係員	印		

※欄は記入しないでください。

	(第二	二面)			
築物及びその敷地に関する事項	Ţ				
1 地名地番】					
[2 住居表示]					
【3 防火地域】 □防火地域	□準防	火地域	□指定	なし	
【※4 その他の区域、地域、地	区、街区】				
[5 道路]					
【イ 幅員】					
【ロ 敷地と接している部分の	の長さ】				
【6 敷地面積】					
【イ 敷地面積】 (1) () () () ()	
(2)) () () ()	
【ロ 用途地域等】 () () () ()	
【ハ 建築基準法第52条第1項			.,		
() ()() ()	
【二 建築基準法第53条第1項					
) () () ()	
【ホ 敷地面積の合計】 (1) (2)					
【へ 敷地に建築可能な延べ		害で除した	粉值【		
【ト 敷地に建築可能な建築					
【チ 備考】		R CM OIC	90 E		
[7 主要用途](区分)	I				
[8 工事種別]					****
□新築□増築□改約	薬 □移転	□用途	変更 🗆]大規模の修繕	姜
□大規模の模様替え					
	(申請部分)(申請以	以外の部分)(合計)
【イ 建築面積】	() () ()
【ロ 建築面積の敷地面積に	対する割合】				
	(申請部分)(申請以	以外の部分)(合計)
【10 延べ面積】					
【10 延べ面積】 【イ 建築物全体】	() () ()

【へ 延べ面積】				
【卜 容積率】				
【11 建築物の数】				
【イ 申請に係る建築物の数】				
【ロ 同一敷地内の他の建築物の数】				
【12 工事着手予定年月】	年	月		•
【13 工事完了予定年月】	年	月		
【14 その他必要な事項】				
【15 備考】				

) (

) (

), (

) (

【ニ 自動車車庫等の部分】

【ホ 住宅の部分】

建築物	勿別相	既要
-----	-----	----

	さ】						
【イ	最高の高						
[口	最高の軒						
5 階	別用途別足	末面積】					
【イ	階別】						
	(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
(階)() () ()
(階)() () ()
(階)()() ()
(階)() () ()
(階)() () ()
(階)() () ()
(階)()() ()
(階)()() ()
(階)() () ()
(階)()() ()
6 そ	の他必要7	な事項】					

特例許可通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

佐久市長

印

年 月 日付けの申請を佐久市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例 第4条第2項の規定に基づき許可したので、通知します。

記

- 1 建築場所
- 2 建築物の概要
- (1) 主要用途
- (2) 構造規模(構造)
- (3)延べ面積

特例許可をしない旨の通知書

第号

年 月 日

様

佐久市長

印

別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により佐 久市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例第4条第2項の規定に よる許可をしないこととしましたので、通知します。

記

(理由)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐久市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐久市を被告として(訴訟において佐久市を代表する者は佐久市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

都市計画策定の経緯の概要

佐久都市計画特定用途制限地域の決定

事項	時	期		備考
地権者説明会	平成25年1	0月15日	(火)	佐久中佐都 IC 周辺地区
	平成25年1	0月16日	(水)	 佐久南 IC 周辺地区
	平成25年1	0月17日	(木)	佐久中佐都 IC 周辺地区
	平成25年1	0月18日	(金)	佐久南 IC 周辺地区
素案の住民説明会	平成25年1	1月14日	(木)	
	平成25年1	1月15日	(金)	
素案の閲覧・公聴会開催の公告	平成25年1	1月25日	(月)	
素案の閲覧	平成25年1		,	閲覧者なし
,	平成25年1	2月10日	(火)まで	
公述の申出	平成25年1			
	平成25年1	2月13日	(金)まで	
	D	- n		
長野県知事事前協議	平成25年1	2月11日	(水)	
八麻人	亚母0.5年1	0 # 0 0 #	(11)	八个本中山無
公聴会 (都市計画法第16条第1項)	平成25年1	2月22日	(日)	公述の申出無し
(即111司) 四亿第10米第1項/				中止
長野県知事事前協議回答	平成25年1	9日96日	(木)	
及为外外争争的侧脑口占	1 1 1 2 0 7 1	2); 2 0 p	(>10)	·
 計画案の公告	 平成25年1	2月26日	(木)	
(都市計画法第17条第1項)	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		(717)	
 計画案の縦覧	平成26年	1月 6日	(月) から	 縦覧者 2 名
(都市計画法第17条第1項)	平成26年	1月24日	(金) まで	
長野県知事協議	平成26年	1月24日	(金)	
(都市計画法第19条第3項)				
長野県知事協議回答	平成26年	2月 5日	(水)	
都市計画審議会	平成26年	2月 7日	(金)	
(都市計画法第19条第1項)				
計画決定告示	平成 年	月 日	()	

建築してはならない建築物

ホテル又は旅館

マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に該当する営業に係る公衆浴場 その他これに類する政令で定めるもの

第2条第6項

この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 浴場業(公衆浴場法 (昭和23年法律第139号)第1条第1項 に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。) の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業
- 二 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業(前号に 該当する営業を除く。)
- 三 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定するものをいう。)として政令で定めるものを経営する営業
- 四 専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。以下この条において同じ。)の用に供する政令で定める施設(政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。)を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業
- 五 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は 貸し付ける営業
- 六 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年 の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの

法第2条6項における政令で定めるもの - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)

(法第2条第6項第3号の政令で定める興行場)

- 第2条 法第2条第6項第3号の政令で定める興行場は、次の各号に掲げる興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項 に 規定する興行場をいう。)で、専らこれらの各号に規定する興行の用に供するものとする。
 - ー ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ 人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場
 - 二 のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場
 - 三 ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその姿態及びその映像を見せる興行の用に供する興行場

(法第2条第6項第4号の政令で定める施設等)

- 第3条 法第2条第6項第4号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。
 - 一 レンタルルームその他個室を設け、当該個室を専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設
 - 二 ホテル、旅館その他客の宿泊(休憩を含む。以下同じ。)の用に供する施設であって、次のいずれかに該当するもの(前号に該当するものを除く。)
 - イ 食堂(調理室を含む。以下同じ。)又はロビーの床面積が、次の表の上欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める数値に達しない施設

収容人員の区分	床面積						
収合八貝の区力	食堂	ロビー					
30人以下	30平方メートル	30平方メートル					
31人以上50人以下	40平方メートル	40平方メートル					
51人以上	50平方メートル	50平方メートル					

- ロ 当該施設の外周に、又は外部から見通すことができる当該施設の内部に、休憩の料金の表示その他の当該施設を休憩の ために利用することができる旨の表示がある施設
- ハ 当該施設の出入口又はこれに近接する場所に、目隠しその他当該施設に出入りする者を外部から見えにくくするための設備が設けられている施設
- ニ フロント、玄関帳場その他これらに類する設備(以下「フロント等」という。)にカーテンその他の見通しを遮ることができる物が 取り付けられ、フロント等における客との面接を妨げるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める状態にある施設
- ホ 客が従業者と面接しないで機械その他の設備を操作することによってその利用する個室のかぎの交付を受けることができる 施設その他の客が従業者と面接しないでその利用する個室に入ることができる施設
- 2 法第2条第6項第4号の政令で定める構造は、前項第2号に掲げる施設(客との面接に適するフロント等において常態として宿泊者 名簿の記載、宿泊の料金の受渡し及び客室のかぎの授受を行う施設を除く。)につき、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 客の使用する自動車の車庫(天井(天井のない場合にあっては、屋根)及び2以上の側壁(ついたて、カーテンその他これらに 類するものを含む。)を有するものに限るものとし、2以上の自動車を収容することができる車庫にあっては、その客の自動車の駐車 の用に供する区画された車庫の部分をいう。以下同じ。)が通常その客の宿泊に供される個室に接続する構造
- 二 客の使用する自動車の車庫が通常その客の宿泊に供される個室に近接して設けられ、当該個室が当該車庫に面する外壁面 又は当該外壁面に隣接する外壁面に出入口を有する構造
- 三 客が宿泊をする個室がその客の使用する自動車の車庫と当該個室との通路に主として用いられる廊下、階段その他の施設に通ずる出入口を有する構造(前号に該当するものを除く。)
- 3 法第2条第6項第4号の政令で定める設備は、次の各号に掲げる施設の区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるものとする。
- ー 第1項第1号に掲げる施設 次のいずれかに該当する設備
 - イ 動力により振動し又は回転するベッド、横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡(以下「特定用途鏡」という。)で面積が1平方メートル以上のもの又は2以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が1平方メートル以上のもの(天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る。)その他専ら異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるため設けられた設備
 - ロ 次条に規定する物品を提供する自動販売機その他の設備
- ハ 長いすその他の設備で専ら異性を同伴する客の休憩の用に供するもの
- 二 第1項第2号に掲げる施設 同号イからハまでのいずれかに該当する施設にあっては次のイに、同号ニ又はホに該当する施設に あっては次の口に該当する設備
 - イ 前号イ又は口に掲げる設備
 - ロ 宿泊の料金の受払いをするための機械その他の設備であつて、客が従業者と面接しないで当該料金を支払うことができるもの

(法第2条第6項第5号の政令で定める物品)

- 第4条 法第2条第6項第5号の政令で定める物品は、性的好奇心をそそる物品で次に掲げるものとする。
 - 一 衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真又はその複製物
 - 二 前号に掲げる写真又はその複製物を主たる内容とする写真集
 - 三 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)による記録に係る記録媒体
 - 四 性具その他の性的な行為の用に供する物品、性器を模した物品、性的な行為を表す写真その他の物品又はこれらに類する物品

(法第2条第6項第6号の政令で定める店舗型性風俗特殊営業)

第5条 法第2条第6項第6号の政令で定める営業は、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際 (会話を含む。)を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該 異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより 異性を紹介する営業(当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、同項第1号又は第2号に該当するものを除く。)とする。

調査審議案件1

佐久都市計画ごみ焼却場について

◆ 新クリーンセンター 整備概要

佐久市が中心となり、将来に向けた安全安定、安心なごみ処理体制を維持していくため 平成 29 年度を目途に、既存のごみ焼却施設であります佐久クリーンセンター・川西清掃 センター、両施設を統合した新たなごみ焼却施設「新クリーンセンター」の整備を推進

◇ 整備スケジュール

平成 21~22 年度

平成 23~26 年度

平成 26~29 年度

平成30年度

建設候補地決定 ⇒ 環境影響評価(アセス) ⇒ 用地取得・施設建設 ⇒ 運転開始(予定)

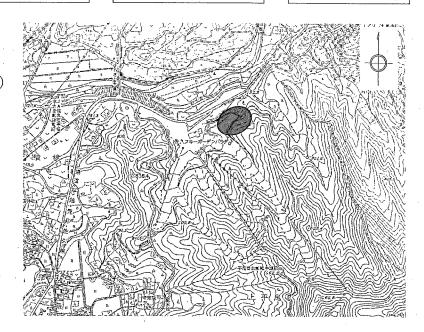
◇ 建設候補地

· 所在地: 佐久市平根地区

(上舟ヶ沢・棚畑地籍)

•面 積:約1.7ha

・公募により応募申請をいた だいた3地区(平根地区、内 山地区、猿久保地区)の中 から新ごみ焼却施設建設候 補地選定委員会における調 査検討の結果、総合的な適 性評価で第1順位となった 平根地区に決定



◇ 施設整備の枠組み

・平成26年度を目途に新たな一部事務組合「佐久市・北佐久郡環境施設組合」設立予定 構成団体: 佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町

◇ 施設規模 110 t/日 [55 t/日×2 炉] 24 時間連続運転

• 施設規模算定:計画年間日平均処理量:実稼動率:調整稼働率

【 ごみ処理対象区域 可燃ごみ処理量実績・計画年間平均処理量 】

(単位・+)

	以	可固于同于初处注重	4 (早12・6)				
市町村名	平成 21 年度(実績)	平成29年度(計画目標年度)					
111 111 111 111	可燃ごみ	可燃ごみ	埋立処分中 可燃性ごみ				
佐久市	17, 130	14, 957	1, 738				
軽井沢町	6, 846	6, 704	249				
立科町	1, 526	1, 433	. 38				
御代田町	1, 327	1, 214	73				
小海町	454	441	423				
佐久穂町	1, 640	1, 388	68				
川上村	229	226	17				
南牧村	172	163	24				
南相木村	118	100	5				
北相木村	97	89	5				
[小計]	[29, 539]	[26, 715]	[2, 640]				
合計	29, 539	29,	355				

◇ 施設整備の基本的な考え方

- ・最新のごみ焼却技術を導入し、安全で安定、安心な施設を整備する
- ・ごみの減量、資源のリサイクルを踏まえ、適正な施設規模とする
- ・法令で定める排ガス等に係る基準を更に厳しい自主基準を設け、環境負荷の低減を図る
- ・施設の整備運営に係る地区協定を締結し、遵守する
- ・積極的に施設運営に関する情報を公開し、建設候補地の地元との信頼関係構築に努める
- ・ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効活用等を建設候補地の地元と協議し、進める

◇ ごみ処理方式 ストーカ式焼却炉

- ・多様なごみ質に対して安定した処理に優れる
- ・他の方式に比べ稼動実績が格段に多いため、 安全性・安定性で信頼性が高い
- ・他の方式に比べ二酸化炭素発生量が少ない
- ・建設費・運営費等、コスト面で優れる

◇ 処理対象ごみ

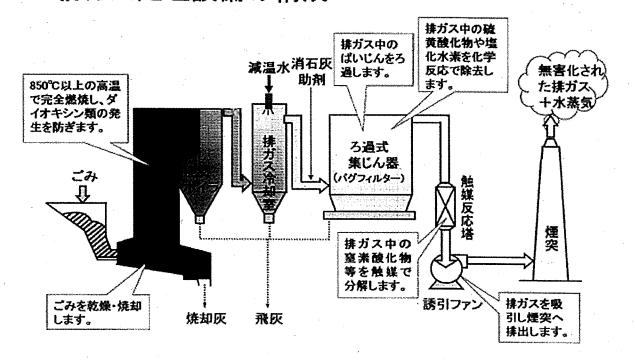
- ・収集可燃ごみ
- ・埋立処分中可燃性ごみ(硬質プラスチック等)
- ・可燃性粗大ごみ(布団類等)

が投入口 排ガス処理装置へ 火格子 (ストーカ) 燃焼用空気

◇ 環境対策

・排ガス対策は 850℃以上の高温安定燃焼によりダイオキシン類の発生を抑制するととも に集じん器、触媒反応塔により有害物質などを捕捉、分解除去し、法規制値を更に厳しい 値まで削減する

排ガス処理設備の構成



※新クリーンセンター整備に係る環境影響評価(環境アセス)を実施し、周辺環境(大気、水、動植物、交通面等)に与える影響の調査とともに必要に応じて環境対策を講じる

- 循環型社会形成推進交付金事業 - 新クリーンセンター建設に係る環境影響評価現況調査・予測・評価のあらまし 平成26年2月 佐 久 市

1. はじめに

佐久市が中心となり、将来に向けた安全安定、安心なごみ処理体制を維持していくため、平成29年度を目途に既存のごみ焼却施設である「佐久クリーンセンター」並びに「川西清掃センター」の両施設を統合した、新たなクリーンセンターの整備計画を進めています。

新クリーンセンターは、長野県環境影響評価条例の対象事業になるため、市では同条例に基づき 環境影響評価の手続きを進めています。環境影響評価の第一段階となる方法書の作成に当たっては 平成24年5月から6月に開催した住民説明会における意見要望をできる限り反映しました。

また、作成された方法書についても、同年7月に公告・縦覧、9月から11月に開催された長野県環境影響評価技術委員会における審議を経て、県をはじめ、関係住民、関係自治体から多くの意見要望をいただきましたので、これらを十分踏まえたうえで環境アセスを実施しています。

このあらましは、現在までの現況調査、今後の予測及び評価の概要をとりまとめたものです。

2. 新クリーンセンターの計画概要

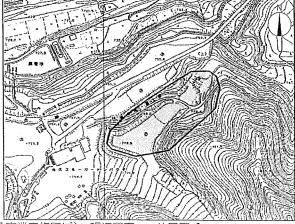
新クリーンセンターの計画概要は、次のとおり想定しています。

区分		概 要				
計画処理区域		佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町、小海町、佐久穂町、川上村、 南牧村、南相木村、北相木村				
	計画目標年度	平成 29 年度				
= 1.	計画収集人口	170,411 人				
計	面積	約1.7ha				
画	画 建築物想定寸法 幅約 70m×奥行約 40m×高さ約 30m (煙突高さ 59m 以7					
概	処理方式	ストーカ式焼却炉				
要	運転方式	24 時間連続運転				
Z	施設規模	110t/日 (55t/日×2炉)				
	稼動開始年度	平成30年度				

建設候補地(対象事業実施区域)は、公募により応募申請をいただいた3地区の中から佐久市新ごみ焼

却施設建設候補地 選定委員会における調査検討の結果、 総合的な適性評価 で第1順位となった「平根地区(上舟 ヶ沢、棚畑地籍)」 としました。





[建設候補地(対象事業実施区域) 現況写真 · 位置図]

3. 環境影響評価項目

環境影響評価は、長野県環境影響評価技術指針(以下、「技術指針」といいます。)に基づき、大気質、騒音、振動、悪臭、水質など、計 17項目について実施します。

長野県環境影響評価技術指針とは

長野県環境影響評価条例の規定により、既存の科学的 知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適切に行 われるために必要な技術的事項を定めたものです。

				による	影響			100	22 S S (24 B) (2 S - 25 C)	在•俳	押に	る影響	盟	
環境要素	響要因響要因			掘袻	舗装工事・コンクリー	建築物の工事	廃材・残土等の発生・	地形改変	建築物・工作物等の存在	自動車交通の発生	焼却施設の稼働	廃棄物の排出・処理	夜間照明等	稼動
2003271	The state of the s				トエ事		処理		在				•	施設の
環境基準が設定され	ている物質() 0		0	Ō	0				.0	0			, 0,
大気質 粉じん その他必要な項目				Δ_	Δ_	Δ_{i}					0		<u> </u>	
胚音) 0		0	0	0.				0	0	1		
振動	C	0		0	0	0				0	0			
低周波音 悪臭			1.								· <u>^</u>			0
環境基準が設定され	ている項目	0		Δ.	Δ						0	,		
及び物質 その他必要な項目								<u></u>						
水生生物	***************************************				<u> </u>									
底質														
地下水質河川及び湖沼等				ļ		 		:	ļ		0			
水象				Δ					Δ					
利水及び水面利用等環境基準が設定され				-					-					
土壌汚染 及び物質	, CVI NAGE										0			
地盤沈下														
地形		-		0				0	Δ					
地形地質											-			
地質 土地の安定性 注目すべき地形・地)哲		·	10	-	-		0	0	ļ		ļ	ļ <u>'</u>	ļ
植物相	(, -	С	0					0	0		 		0	
植生土壌		С	0					0	0				0	
植物 上塚 注目すべき個体、集	団、種及び				1				<u> </u>	ļ			<u> </u>	-
群落		C	0		-		ļ	0	0		ļ		0	
保全機能等	•			0	0	0		0			10		0	1.
動物 注目すべき種及び個	体群			0	0	0		0			1.0		0	1
生態系		С	0	0	0	0.		0	0	-	0		0	
景観 景観資源及び構成要 主要な景観	3 10	, .		1	-	1	 		0		-			
触れ合い活動の場	() C)	0	0	0			0	0				
文化財														
原葉物等 ・				+-	-	10	-				0	0	ļ	
温室効果ガス等											0			

注)◎:宣点化項目(調査、予測及び評価を詳細に行う項目)

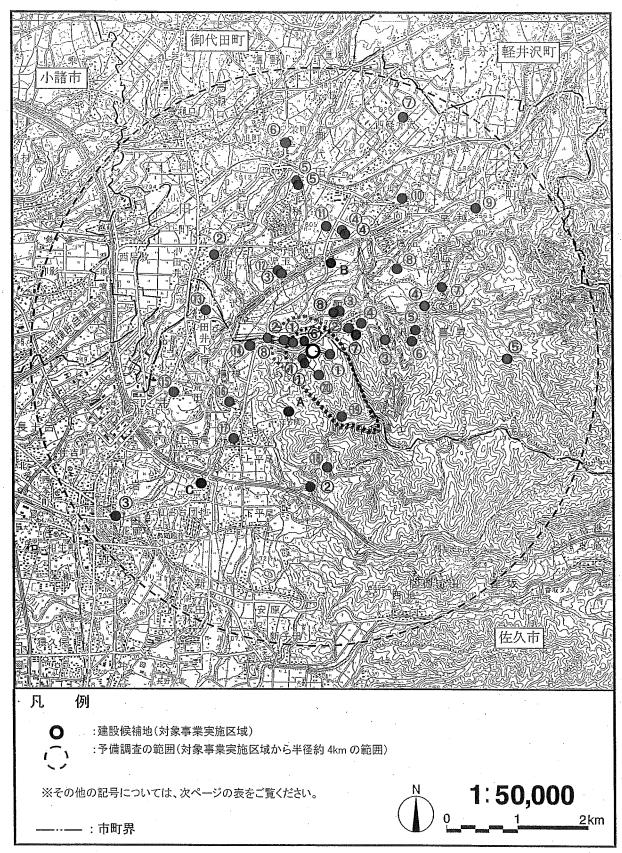
〇:標準項目(調査、予測及び評価を標準的に行う項目)

△: 簡略化項目(調査、予測及び評価を簡略化して行う項目) 無記入:非選定項目(調査、予測及び評価を行わない項目)

赤字:長野県環境影響評価技術委員会の審議、県・関係自治体及び関係住民の意見等を踏まえ、追加・修正した項目

4. 調查項目、調查地点

環境影響評価において現況調査を行う項目、調査地点は、建設候補地(対象事業実施区域)周辺における気象条件、保全対象となる住居の立地状況等を踏まえて、次のとおり選定しました。



※この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図を使用したものである。

	環境影響評(大気質	気象	図中 記号	調査地点、調査範囲
	一般環境大気質*1	地上気象・通年 (風向、風速、気温・湿度、日射量、 放射収支量)		建設候補地 (対象事業実施区域)
	一般環境大気質*1	地上気象・通年 (風向、風速、気温・湿度)	2	面替地区(上尾崎付近)
	一般環境大気質*1	上層気象・2季	3	面替地区(面替橋付近農地)
		地上気象・4 季 (風向、風速、気温・温度)	4	面替地区(大星神社境内広場)
	一般環境大気質*1	地上気象・4 季 (風向、風速、気温・湿度)	5	豊昇地区(梨沢公園)
		地上気象・4 季 (風向、風速、気温・湿度)	6	豊昇地区(成穏寺付近)
	一般環境大気質*1	地上気象・4季 (風向、風速、気温・温度)	7	豊昇地区(豊昇園付近)
		地上気象・4季 (風向、風速、気温・湿度)	8	広戸地区 (草越広戸農業集落排水処理場)
	一般環境大気質*1	地上気象・4季 (風向、風速、気温・湿度)	9	草越地区(草越ゲートボール場)
		地上気象・4 季 (風向、風速、気温・湿度)	10	向原地区(向原公民館付近)
	一般環境大気質*1	地上気象・4 季 (風向、風速、気温・湿度)	11)	大林地区(御代田南小学校付近)
大気質		地上気象・4季 (風向、風速、気温・湿度)	12)	児玉地区(飯綱タウン付近農地)
	一般環境大気質*1	地上気象・4季 (風向、風速、気温・湿度)	13)	小田井地区(荒田集会所)
		地上気象・4季 (風向、風速、気温・温度)	14)	横根地区(長坂付近)
	一般環境大気質*1	地上気象・4季(風向、風速、気温・湿度)	15)	横根地区 (島原集会場)
	一般環境大気質*1	地上気象・4季 (風向、風速、気温・湿度)	16)	横根地区(横根公会場)
	一般環境大気質*1	地上気象・4季 (風向、風速、気温・温度)	1	上平尾地区(平根小学校)
	一般環境大気質*1	地上気象・4季 (風向、風速、気温・温度)	.18	上平尾地区(平尾山公園)
	-	地上気象・4 季 (風向、風速、気温・温度)	19	佐久スキーガーデンパラダ ゲレンデI頁上付近【追加】
			A	市道 6-74 号線(通称:市道南北線) ※上平尾地区(守芳院東側付近)
	沿道環境大気質*2		В	田道東林 2 号線 (通称: ふるさと農道) ※児玉地区 (交差点南側付近)
			С	市道 7-103 号線 ※上平尾地区(一本松付近)
			1	建設候補地(敷地境界2地点)
	環境騒音・振動	Programme and the second	2	面替地区(上尾崎付近)
騒音	的主义的		20	佐久スキーガーデンパラダ (北パラダセンターハウス) [追加]
融音 振動			1	建設候補地(敷地境界2地点)
低周波音	低周波音		2	面替地区(上尾崎付近)
			_	佐久クリーンセンター
	道路交通騒音·振動 地盤卓越振動数	加、交通量、	A~C	沿道環境大気質と同様地点

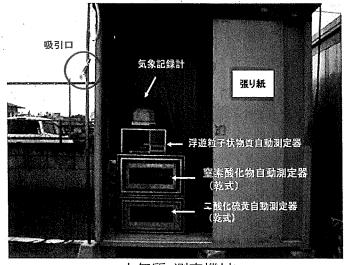
一般環境大気質の調査項目は、降下ばいじん、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素を計 画しています。 *2 沿道環境大気質の調査項目は、降下ばいじん、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ベンゼンを計画しています。

環境影響評価項目	図中 記号	調査地点、調査範囲
		建設候補地(対象事業実施区域)
	2	面替地区(上尾崎付近)
	3	面替地区(面替橋付近農地)
	5	豊昇地区(梨沢公園)
	7	豊昇地区(豊昇園付近)
	. 9	草越地区(草越ゲートボール場)
	11)	大林地区(御代田南小学校付近)
悪臭 臭気指数、特定悪臭物質濃度	(13)	小田井地区(荒田集会所)
	14)	横根地区(長坂付近)
	(15)	横根地区(島原集会場)
	16	横根地区(横根公会場)
	11)	上平尾地区(平根小学校)
	18 .	上平尾地区(平尾山公園)
	—	佐久クリーンセンター
浮遊物質量(SS)、河川流量、生活環境基準 項目、健康項目、ダイオキシン類	1	上平尾地区(調整池付近)
浮遊物質量(SS)、河川流量、生活環境基準 項目、健康項目、ダイオキシン類	2	横根地区(湯川合流点)
河川水	3	面替地区(大星付近)
生活環境基準項目、健康項目、ダイオーキシン類	4)	豊昇地区(久能沢川下流部)
水	⑤	豊昇地区(久能水源付近)
土質の状況	_	建設候補地(土壌)
	1	建設候補地(観測井戸)
環境基準項目、ダイオキシン類、	6	上平尾地区(建設候補地近隣井戸)
地下水が地下水位	7	面替地区(集落井戸:元井戸)
	8	面替地区(面替橋付近井戸)
地形・地質の状況		建設候補地から 200m 程度の範囲内
地下水位	—	水質における地下水調査と同様地点
水篆 地盤沈下	_	建設候補地の両側谷部を含む小流域
地下水の利用状況		建設候補地から 200m 程度の範囲内、及び建設候補地の 両側谷部を含む小流域を中心とした範囲
環境基準全項目、ダイオキシン類	1	建設候補地(対象事業実施区域)
	.2	面替地区(上尾崎付近)
	3	面替地区(面替橋付近農地)
	(5)	豊昇地区(梨沢公園)
English Committee Committe	7	豊昇地区(豊昇園付近)
	8	広戸地区(草越広戸農業集落排水処理場)
	9	草越地区(草越ゲートボール場)
土壌汚染 環境基準項目(カドミウム、鉛、水銀)、		向原地区(向原公民館付近) 大林地区(御代田南小学校付近)
ダイオキシン類		大林地区(師代田南小子校刊近) 児玉地区(飯綱タウン付近農地)
	13.	小田井地区(荒田集会所)
	1	横根地区(長坂付近)
	15	横根地区(島原集会場)
	16	横根地区(横根公会場)
	1	上平尾地区(平根小学校)
	18	上平尾地区(平尾山公園)

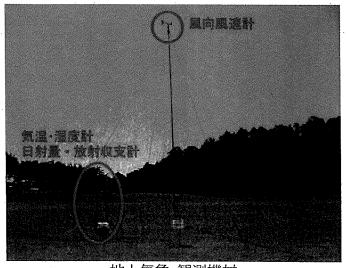
	環境影響評価項目	図中 記号	調査地点、調査範囲
地形 地質		****	建設候補地から 200m 程度の範囲内、及び建設候補地の 両側谷部を含む小流域を中心とした範囲
植物動物	植物相、植生 哺乳類、鳥類、は虫類・両生類、 昆虫類、魚類・底生動物等	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	建設候補地から 200m 程度の範囲内、建設候補地の両側 谷部を含む小流域、及び生活排水処理水・雨水排水の放 流予定先である湯川を中心とした範囲 希少猛禽類の定点観察は、建設候補地を見渡せる地点を 4 点配置
生態系 *3		_	<u> </u>
		1	佐久スキーガーデンパラダ (北パラダセンターハウス・ゲレンデ)
		2	中山道小田井宿跡
		3	飯綱タウン
景観		4	雪窓公園
		(5)	龍神の杜公園
		6	御代田町役場
		7	越生学園グランド付近
		8	ふるさと大橋【追加】
		1	佐久スキーガーデンパラダ(北パラダ)
		2	平尾山公園、佐久スキーガーデンパラダ(南パラダ)
触れ合い活動	加の場	3	王城公園
		4	雪窓公園
		5	龍神の杜公園
廃棄物等、温	温室効果ガス等 *4		_

- *3 「生態系」は、現地調査を想定せず、植物、動物、その他項目の調査結果を用い、これらを解析する方法とします。
- *4 「廃棄物等」、「温室効果ガス等」は、事業計画を基に予測及び評価のみ実施します。

5. 現況調査のイメージ



大気質 測定機材



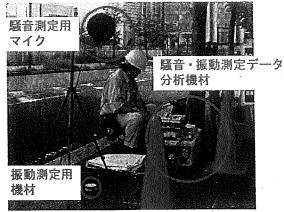
地上気象 観測機材



上層気象 観測機材(バルーン・測定機材)



上層気象 観測機材(電波受信機材)



騒音・振動 調査機材



悪臭 調査機材

予測の概要

予測は、次のとおり環境影響評価項目ごとに行います。

■ 大気汚染

資材運搬車両の走行や建設作業等の「工事による影響」、 煙突排ガスや廃棄物運搬車両の走行等の「存在・供用によ る影響」を技術指針に示された予測式(大気拡散式等)を 用いて予測します。

■ 騒音、振動、低周波音

- ・騒音、振動は、資材運搬車両の走行や建設作業等の「工事 による影響」、施設の稼働音や廃棄物運搬車両の走行等の 「存在・供用による影響」を技術指針に示された予測式(日 本音響学会提案式等)を用いて予測します。
- ・ 低周波音は、焼却施設の稼働に伴う「存在・供用による影 響」を類似施設における測定結果を基に予測します。

臭無 🌉

・焼却施設の稼働に伴う「存在・供用による影響」を技術指 針に示された予測式(大気拡散式)、や類似事例の引用等に よって予測します。

■ 水質(河川水、地下水)

・土地造成等の「工事による影響」、焼却施設の稼働に伴う 「存在・供用による影響」を技術指針に基づき類似事例の 引用等によって予測します。

■ 水象、地盤沈下

・掘削等の「工事による影響」、建築物・工作物等の「存 在・供用による影響」を技術指針に基づき事業計画や 地下水位の測定結果等から定性的に予測します。

■ 土壌汚染

・焼却施設の稼動に伴う「存在・供用による影響」を技 術指針に基づき大気質におけるダイオキシン類の予 測結果及び土壌への沈着割合等を基に推計します。

■ 地形、地質

・造成等の「工事による影響」、建築物・工作物等の「存 在・供用による影響」を技術指針に示された方法(事 業計画との重ね合わせ、土質工学的手法等)により予 測します。

■ 植物、動物、生態系

・土地造成や樹木の伐採等の「工事による影響」、焼却 施設の稼働や夜間照明等の「存在・供用による影響」 を技術指針に基づき事業計画との重ね合わせや類似 事例等により予測します。

■ 景観

・建築物・工作物等の「存在・供用による影響」を技術指針に基づき事業計画との重ね合わせ、フォト・モンタージュの作成等により予測します。

■ 触れ合い活動の場

・車両の走行や建設作業等の「工事による影響」、焼却施設の稼働等の「存在・供用による影響」を技術指針に基づき渋滞予測結果や騒音・振動の予測結果等を参考に予測します。

■ 廃棄物等

・残土等の副産物「工事による影響」、焼却施設の稼働等 の「存在・供用による影響」を技術指針に基づき事業 計画、環境保全対策及び類似事例を参考に予測します。

■ 温室効果ガス等

・焼却施設稼働時の温室効果ガス等の排出の「存在・供用による影響」を技術指針に基づき事業計画、環境保全対策及び環境省の温室効果ガス排出量算定マニュアル等により予測します。

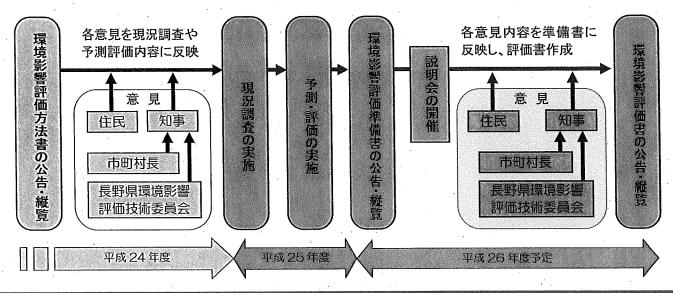
7. 評価の概要

評価は、技術指針に基づき環境影響評価項目ごとに行います。

- ・規制基準等が設定されている項目は、それとの整合性を評価します。
- 規制基準等が設定されていない項目は、実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されていること、及び必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされていることについて評価します。

8. 環境影響評価の手続き

新クリーンセンター建設に係る環境影響評価の手続きは、下図の流れで実施しています。



a Amni

新クリーンセンターの設置運営に当たっては、周辺環境との調和に十分配慮するとともに、現況と比較して周辺地域の環境に対する影響をできる限り軽減すべく努めてまいります。 皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

佐久市 環境部 新クリーンセンター整備推進室 建設係

〒385-8501 長野県佐久市中込 3056 番地 佐久市役所 4 階 TFL: 0267-62-2916(直通) FAX: 0267-62-2289

Eメールアドレス: newclean@city.saku,nagano.jp

新クリーンセンター 整備スケジュール【案】

